

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公開番号】特開2008-206958(P2008-206958A)

【公開日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2007-240930(P2007-240930)

【国際特許分類】

A 47 L 13/16 (2006.01)

D 03 D 15/00 (2006.01)

D 01 F 2/28 (2006.01)

【F I】

A 47 L 13/16 A

D 03 D 15/00 D

D 01 F 2/28 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月8日(2010.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

公定水分率が3～8%、単糸纖度が0.05～1.1d texであるセルロースエステル纖維と公定水分率が0～2.5%である合成纖維とを少なくとも一部に含むワイピングクロスであって、該ワイピングクロス表面に存在するセルロースエステル纖維と合成纖維の比率が、30：70～70：30であることを特徴とするワイピングクロス。

【請求項2】

セルロースエステル纖維を構成するセルロースエステルの全置換度が2.5～3.0であり、該セルロースエステルの少なくとも一部のアシル基炭素数が3～18であることを特徴とする請求項1記載のワイピングクロス。

【請求項3】

セルロースエステル纖維を構成するセルロースエステルが、セルロースアセテートプロピオネートおよび/またはセルロースアセテートブチレートであることを特徴とする請求項1または2記載のワイピングクロス。

【請求項4】

セルロースエステル纖維の単糸纖度が0.05～0.9d texであることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項記載のワイピングクロス。

【請求項5】

単糸纖度が0.05～1.1d texであり、少なくとも一部分がセルロースであるセルロースエステル纖維またはセルロース纖維と公定水分率が0～2.5%である合成纖維とを含むワイピングクロスであって、セルロースエステル纖維またはセルロース纖維と合成纖維の比率が、30：70～70：30で、かつ該ワイピングクロス表面の少なくとも一部分がセルロースであることを特徴とするワイピングクロス。

【請求項6】

少なくとも一部分がセルロースであるセルロースエステル纖維またはセルロース纖維が、セルロースエステル纖維を鹼化処理して得られたものである請求項5記載のワイピングクロス。

口ス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の本発明の課題は、公定水分率が3～8%、単糸纖度が0.05～1.1d texであるセルロースエステル纖維と公定水分率が0～2.5%である合成纖維とを少なくとも一部に含むワイヤリングクロスであって、該ワイヤリングクロス表面に存在するセルロースエステル纖維と合成纖維の比率が、30：70～70：30であることを特徴とするワイヤリングクロスによって解決することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

単糸纖度が0.05～1.1d texであり、少なくとも一部分がセルロースであるセルロースエステル纖維またはセルロース纖維と公定水分率が0～2.5%である合成纖維とを含むワイヤリングクロスであって、セルロースエステル纖維と合成纖維の比率が、30：70～70：30で、かつ該ワイヤリングクロス表面の少なくとも一部分がセルロースであることを特徴とするワイヤリングクロスも好適に採用することができる。